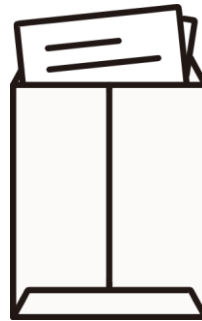


領収書の提出不要とします！

現在、柏市では補装具費の代理受領請求時に、
「利用者負担額を受領したことを証する書類(領収書の写し)」の添付を
お願いしていますが、今後は提出を不要とします。

《従前》

◆請求時に必要な書類◆
①補装具費支給券
②代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状
③利用負担額を受領したことを証する書類



《R7.10.29から》



◆請求時に必要な書類◆	
①補装具費支給券	現物の引渡しの際に本人等より受領してください。 なお「 <u>受領</u> 」欄には本人(18歳未満の児童の場合は保護者)の記名・押印が必要ですので、ご確認の上、受領してください。
②代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状	現物の引渡しの際に本人等より受領してください。 請求時には、請求者兼委任者の押印及び受任者の記名・押印(代表者と事業所両方の押印)がされていることを必ずご確認ください。



日常生活用具費、軽度中等度難聴児補聴器購入費については手続き見直し中につき、引き続き領収書の提出が必要ですのでご注意ください。

その他、不明点がありましたら、障害福祉課下記担当まで御連絡ください。

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当(補装具担当)
電話:04-7167-1136